

第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）  
会場設営等業務委託 仕様書

- 1 業務名  
第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場） 会場設営等業務
- 2 契約期間  
契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
- 3 訓練実施日  
令和4年8月28日（日）
- 4 業務実施場所（仕様書別紙1）  
北本総合公園（北本市古市場1丁目167）・北本市体育センター（北本市古市場1丁目156）及び県が指定する場所
- 5 訓練項目  
仕様書別紙2のとおり
- 6 委託業務実施にあたっての基本方針
  - (1) 安全の確保  
各種法令を遵守するとともに、観客、訓練参加者及び設営業務従事者に危険が及ぶことがないようにすること。  
また、新型コロナウイルス感染防止に努めること。
  - (2) 会場周辺への配慮  
設営及び撤去の際は、周辺地域に騒音や振動等の迷惑がかからないようにすること。
  - (3) 進捗管理と発注者との連携  
訓練実施に支障が生じることがないように、業務の進捗管理には常に留意すること。  
随時、進捗について発注者へ報告し、不測の事態が生じた場合は、遅滞なく発注者へ報告すること。
  - (4) 現場責任者及び連絡担当者の選任  
ア 委託契約締結後、速やかに現場責任者及び連絡担当者を各1人定め、発注者に報告すること。なお、これらについての兼任は妨げないものとする。

- イ 現場責任者は、本業務と同種の業務で、かつ本業務と同等以上の規模の業務を指揮した経験を有する者、またはこの委託業務を受託する会社に継続して5年以上の勤務経験を持つ者を充てるものとし、会場設営中、訓練当日、会場撤去の間は訓練会場に常駐させ、会場設営上の問題や事故等が発生した際に対処できるようにすること。
- ウ 連絡担当者は、資機材搬入及び設営から撤去までの間は、常に県と連絡を取れる体制をとり、発注者から連絡を受けた場合には直ちに対応をすること。

#### (5) 業務監理技術者の選任

- ア 造作物等の製作、設置に際して、建築士又は施工管理技士（建築又は土木）の資格を有する者を業務監理技術者として選任するとともにその名簿及び資格証明書を発注者に提出すること。
- イ 業務監理技術者は、造作物等の構造等の安全の検証を行うこと。
- ウ 業務監理技術者は、会場設営の確認（8月27日（土））と訓練当日（8月28日（日））は訓練会場において、造作物等の安全管理を行い、事故等が発生した場合には直ちに対処できるようにすること。

### 7 業務の概要

- (1) 会場設営、撤去
- (2) 音響設備及び映像設備の設営、放送業務の実施
- (3) 会場の警備

### 8 会場設営、撤去

#### (1) 基本事項

- ア 受託者は仕様書別紙3のとおり会場を設営し、訓練終了後は撤去を行うこと。

業務の実施にあたっては県の担当者と、十分な打合せを行うこと。

- イ 搬入搬出、設営及び撤去業務は発注者が指定する次の期間に行う。また、同期間中に別の業者等の搬入・搬出等もあるため、作業時間等について県と事前に調整を行うこと。

なお、やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、この期間の外に行うことができる。

#### (ア) 北本総合公園

令和4年8月25日（木）8時30分～8月29日（月）17時

#### (イ) 北本市体育センター

令和4年8月27日（土）9時～8月28日（日）17時

（アリーナ・サブアリーナ以外のエントランス等の準備については27日（土）の14時以降とする）

※ 設営の完了について、令和4年8月27日（土）17時までに発注者による検査確認を済ませること。

また、期間中の日没後の作業は、別に指示の無い限り21時まで終了すること。

ウ 強風や訓練ヘリコプターによる風圧により、テント、看板、訓練用建物等の工作物が破損又は飛散することのないよう必要な措置をとること。

エ 搬入搬出、設営及び撤去の際は、通行人や見学者等に対する安全対策を十分に行うこと。

オ 撤去後は設営前の状態に復旧させること。

また、復旧の完了については、発注者の確認を取ること。

## （2）個別事項

ア 造作物については、事前に設計図等（任意様式）を作成して発注者に提出すること。

イ 設営完了後は、速やかに発注者の担当者へ報告の上、検査を受けること。

ウ 検査の結果、合格しない場合は、直ちに補正の措置を行うこと。

エ 検査完了後においても、発注者から改修等の指示を受けた場合は、可能な限り対応すること。

オ 訓練終了後は直ちに撤去作業を始め、各会場の撤去期限までに作業を終了すること。

## （3）その他設営

受託者は発注者の指示に従い、カラーコーン等の資材の設置を行うこと。（カラーコーン等の資材は発注者が用意する。）

## （4）電気の供給

ア 訓練会場で必要となる電気を発電機等により必要量を供給すること。必要量については、「業務一覧」に掲げる機器を稼働できる量とする。

イ 発電機等の燃料については受託者が準備し、その費用は受託費用に含めるものとする。

ウ 発電機等の取扱いについては安全に配慮すると共に、発火事故等不測の事態に備えとして、消火器等の消火機材を用意すること。

## 9 音響設備・映像設備の設営並びに放送業務の実施

### （1）音響設備及び映像設備の設営

ア 期限 令和4年8月26日（金）17時まで

設営の完了について、速やかに発注者による検査確認を済ませること。

検査の結果、修正の必要が認められた場合は、直ちに措置をとること。

## イ 内容

北本総合公園内の指定する場所に音響設備及び映像設備を設営する。

### (2) 放送業務の実施

#### ア 内容

受託者は以下のとおり場内放送及び訓練映像の中継を実施する。

##### (ア) 台本の作成

発注者が提供する資料（参加団体作成のナレーション原稿や全体スケジュール表等）を基に、令和4年8月1日（月）までに台本を作成すること。また、作成後も発注者の指示に応じ修正、変更すること。

##### (イ) 事前打ち合わせ

司会者は、訓練当日の1週間程度前に行う放送台本の読み合わせを含む事前打ち合わせに参加すること。

実施する日時は別途指示する。

##### (ウ) リハーサル

訓練前日の令和4年8月27日（土）に音響リハーサルを行い、音量調整、音響効果の演出等の確認を行う。実施する時間は別途指示する。

実施の際は、ディレクター、司会者は必ず参加すること。

リハーサル後は、発注者と協議を行い、効果的な訓練を行うため、レイアウトを変更するなど必要な修正作業を行うこと。

##### (エ) 場内放送

訓練当日、北本総合公園において訓練開始前の告知放送、訓練実施中の場内放送及び解説を行うこと。

##### (オ) 撮影

受託者は、訓練当日、北本総合公園等で訓練の撮影を行うこと。

##### (カ) 放映

訓練当日、撮影している各訓練映像を会場に放映すること。なお、観客・運営員用のモニターは発注者が用意する。

##### (キ) 提供された画像の放映

事前に発注者が提供する別日実施の訓練の映像等を編集し、訓練当日会場に放映すること。

また、当日、発注者等がドローンやヘリテレで撮影する画像を織り交ぜて放映すること。

##### (ク) インターネット配信

訓練当日、会場モニターで放送する訓練映像を、インターネットを利用しライブ配信すること。

また、公開に必要なIDの取得については、発注者と協議し決定すること。

## イ 人員配置

受託者は、以下の（ア）～（エ）の人員を配置し、業務を行うものと

する。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (ア) 機器等の専属オペレーター      | 必要人数 |
| (イ) 業務を統括するディレクター     | 1名   |
| (ウ) 司会者               | 1名   |
| (エ) その他映像撮影・中継に必要なクルー | 必要人数 |

(3) その他

受託者は、リハーサル及び訓練当日において、映像設備、音響設備に不具合を生じた場合は、直ちに修繕等の対応を行うこと。

また、不測の事態に備え、人員を配置しておくものとする。

(4) 映像記録の作成

受託者は、訓練・フェア等の様子を撮影した映像記録を保存したハードディスクを提出するものとする。

## 10 会場の警備

受託者は、下記の場所、期間に夜間警備を行うものとする。

(1) 内容

- ア 令和4年8月25日(木) 17時～翌9時 北本総合公園  
同月26日(金) 17時～翌9時 北本総合公園  
同月27日(土) 17時～翌6時  
北本総合公園・北本市体育センター外周

- イ 警備人数  
2名

(2) 警備責任者

上記の警備人数には警備責任者1名を含むものとする。

(3) 警備計画書

受託者は発注者の指示に従って事前に警備計画書を作成し、承認を得ること。

(4) 警備業の認定

受託者または受託者から委託された者は、公安委員会による警備業の認定を受け、かつ、その有効期間が業務の履行期間中、継続していることを証する書面を契約締結時までに提出すること。

(5) 使用資機材

警備に使用するコーン、コーンバー、矢印板等の資機材は発注者が準備するものとし、その他トランシーバー等の携行品は受託者が用意するものとする。

(6) 制服の着用

警備員は警備業務に従事していると判別できるよう制服(明確に警備員であることが識別できるもの)を着用するものとする。

## 1 1 その他の留意事項

### (1) 訓練の中止

本訓練は、感染症等のまん延、実際の災害の発生、台風等悪天候時に発注者の決定により中止することがある。

それ以外の場合は訓練を実施するので雨天等の対応を含めて計画・実施すること。

### (2) 委託金額の支払いについて

訓練が中止となった場合（受託者の責めによる場合を除く。）は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、発注者が適正と判断した場合は、業務が完了した部分までの代金を支払うものとする。

なお、この場合、受託者は完了した業務について別表1に完了した金額を記入の上、必要に応じて内訳書を添付し発注者へ提出し部分完了報告を行うこと。別表1にない項目がある場合は、適宜、項目を追加すること。発注者は、部分完了報告に誤りが無いことを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

### (3) 事故の防止

本業務では、障害その他事故の発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を厳守し、円滑にこれを行わなければならない。なお、受託者に起因する事故障害等が生じた場合、速やかに発注者に連絡するとともに、受託者の責においてこれを補償すること。

また、本業務を実施するにあたり、近隣等から苦情が出ないように十分配慮すること。

### (4) 作業工程表等の提出

契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。なお、書類の作成に当たっては、事前に発注者と協議を行うこと。

#### ア 提出書類

作業工程及び計画表 2部

#### イ 提出先

埼玉県危機管理防災部災害対策課 防災基地・防災訓練担当

### (5) その他

ア 本仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、業務の遂行上、当然必要とされるものについては、受託者の責任において行うこと。

イ 作業員に対して、従事する作業の手順、安全管理その他必要な事項について指示を行い、作業に従事する際は会社名等の所属を明示するものを必ず身につけるよう徹底すること。

ウ 受託者は、全ての業務が完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。また、設営又は原状回復後の状況がわかるよう、適宜写真等を提出すること。

発注者は、委託業務及び業務完了報告書に誤りが無いことを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

- エ 委託業務の実施上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- オ 委託業務で発生した成果物、権利等については、発注者に帰属させる。  
受託者は、第三者の財産権を侵害しないことを保障しなければならない。
- カ その他、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、  
発注者と協議の上決定すること。